

配分金前倒し規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Bリーグからクラブに対して支払われる配分金につき、Bリーグが別途定めている支払期日より前にクラブに支払う（以下、当該支払行為を「配分金前倒し」という）際の手続き等を定めたものである。

第2条〔目 的〕

配分金前倒しは、クラブがBリーグ規約第24条およびBリーグクラブライセンス交付規則の趣旨に従い、健全で安定的な経営に最大限努めることを前提とし、Bリーグ公式試合の安定開催のため、クラブが資金不足となることを回避する方法の一つとして、Bリーグが設けるものである。

第3条〔配分金前倒し手続き〕

- (1) 配分金前倒しは、クラブからの申請に基づき、チェアマンが裁量によりその可否を決裁する。当該決裁に基づき配分金前倒しを実施した場合、チェアマンは、その概要をBリーグ理事会に報告する。
- (2) 配分金前倒しを申請するクラブは、原則として希望する配分金前倒しの実施日の10日前までに、下記の書類をBリーグに提出しなければならない。
 - ① 配分金前倒しが必要な理由を詳細に記し、クラブの代表者が押印した「配分金前倒し申請書」
 - ② 希望する配分金前倒しの実施日を含むクラブの事業年度の月次資金繰りの実績表（当該期間が6ヶ月に満たない場合は過去6ヶ月分）および希望する配分金前倒しの実施日を含む事業年度終了までの資金繰り計画表（当該期間が6ヶ月に満たない場合は将来6ヶ月分）
 - ③ 希望する配分金前倒しの実施日を含む月の日次資金繰り表
 - ④ 希望する配分金前倒しの実施日を含むクラブの事業年度の予算の進捗状況および今後の損益見通し
 - ⑤ 上記各号のほか、Bリーグが別途指定する書類

第4条〔配分金前倒し対象および前倒しが可能となる期日〕

- (1) Bリーグはクラブに対し、毎シーズン、支払われる配分金のうちの均等配分額および支払期日ならびに配分金前倒しが可能な配分金を通知する。
- (2) Bリーグはクラブに対し、配分金前倒しを行うことができる。ただし、配分金前倒しの対象となるのは、原則として、前項により配分金前倒しが可能な配分金として通知した配分金に限られるものとする。

(3) 当該配分金前倒しの実施日は、毎年10月1日からとする。

第5条〔配分金前倒し申請クラブへの調査〕

Bリーグは、配分金前倒しを申請するクラブに対し、クラブの経営状況に関する調査を行うことができる。調査の結果、Bリーグ規約第24条[Bクラブの健全経営]に違反するものと認められる場合には、Bリーグ規約に基づき制裁を科すものとする。

第6条〔改定〕

本規程の改定は、理事会によりこれを行うものとする。

第7条〔施行〕

本規程は、平成28年5月11日より施行する。